

(証券コード：9306)

平成27年6月5日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社
代表取締役社長 武藤正春

第136回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第136回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号
東陽倉庫株式会社 本店7階会議室
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3. 目的事項
報告事項 第136期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類および計算書類の内容ならびに会計
監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 監査役3名選任の件
第3号議案 補欠監査役2名選任の件

以 上

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 当日当社では、軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。
3. 代理人により議決権を行使される場合は、議決権行使書用紙とともに代理権を証明する書面を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人は、定款の定めにより、議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。
4. 「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toyo-logistics.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表も含まれております。
5. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toyo-logistics.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

[一般経済情勢と業界の動向]

当連結会計年度における日本経済は、政府の景気対策効果や円安・原油安により製造業の収益に改善が見られる等、国内経済は緩やかな回復基調となりました。輸出は、米国向けを中心に高水準で推移し、設備投資も維持・更新や省力化対応を中心に大幅に増加いたしました。また、個人消費は、雇用・所得環境が着実に改善する中持ち直しつつあり、消費税率の引き上げの影響は徐々に和らぎつつありますが、内需は依然として低迷が続いております。

物流業界の貨物取扱量は、国内貨物は、年前半が電気機械、その他食料工業品などの取扱いが堅調に推移いたしました。年後半は電気機械、飲料などの荷動きが低調に推移いたしました。輸出貨物は、中国向けの自動車部品や再利用資材などが減少したものの、中近東向けの完成自動車等が増加いたしました。一方、輸入貨物は、LNGや鉄鉱石などが減少したものの、衣類などの身の回り品、自動車部品などが増加いたしました。在庫量は年間を通じて堅調に推移いたしました。

[当社グループの業況]

このような事業環境の下、『共生・健全・発展』の三つのキーワードを念頭に、より一層の営業力の強化と業務品質の向上を図るとともに、経営の効率化を推進し経費の節減に努めてまいりました。

国内物流事業におきましては、平成26年9月医薬部外品、平成26年12月化学薬品の各分野において新規荷主の取扱いを開始いたしました。更に、平成27年2月よりコンビニエンスストアの配送センターを開始するなど営業強化に努めてまいりました。また、平成26年7月に増設した物流施設が稼働したこともあり、取扱高は減少したものの、在庫量は堅調に推移いたしました。

国際物流事業におきましては、平成26年5月名古屋港における保管施設を増床、平成26年7月需要旺盛な中古車輸出に対応すべくモータープールを増設し、名古屋港における営業基盤の拡充を図りました。また、平成26年8月

東陽倉庫タイ社では、建設中であった倉庫施設が完成し営業を開始いたしました。平成26年9月東陽倉庫シンガポール社は、東陽AIGミャンマー社（ミャンマー連邦共和国）を現地協力会社と合併で開設いたしました。

輸入貨物においては、既存荷主への深耕営業により拡大を図り、輸出貨物においては、円安効果もあり取扱いは堅調に推移いたしました。一方、国際複合輸送の取扱いにおいては、航空貨物の取扱いは引き続き堅調に推移したものの、海上貨物の取扱いが低調に推移いたしました。

（単位：千トン）

取 扱 高 の 状 況		当 期 (平成26年4月～ 平成27年3月)	前 期 (平成25年4月～ 平成26年3月)	増 減
倉庫貨物取扱高	国内物流事業	1,749	1,804	△55 (△3.1%)
	国際物流事業	753	759	△6 (△0.8%)
保管貨物期中 平均月末残高	国内物流事業	89	85	3 (4.2%)
	国際物流事業	101	88	13 (15.1%)
港 湾 貨 物	総 取 扱 高	1,958	1,726	232 (13.5%)
陸上運送取扱高	国内物流事業	819	856	△36 (△4.3%)
	国際物流事業	1,190	1,207	△16 (△1.4%)

不動産事業におきましては、納屋橋東地区再開発事業において、納屋橋東地区市街地再開発組合が平成26年4月に設立され、平成27年2月に着工し、平成29年6月竣工をめざして本格的に動き出したことにより、平成26年9月時間貸し駐車場を閉鎖いたしました。

この結果、連結営業収益は231億2千2百万円（前期比3.1%増）となりました。連結経常利益は8億7千4百万円となり、前期に比べて8千万円（10.1%）の増益となりました。特別損益等を加減いたしました結果、連結当期純利益は5億8千8百万円となり、前期に比べて1千4百万円（△2.4%）の減益となりました。

(単位：百万円)

部門別営業収益	当期 (平成26年4月～ 平成27年3月)	前期 (平成25年4月～ 平成26年3月)	増減
国内物流事業	13,028	12,429	598 (4.8%)
国際物流事業	9,719	9,583	135 (1.4%)
不動産事業	395	448	△52 (△11.8%)
合計	23,122	22,421	700 (3.1%)

合計は、部門間の取引を控除しております(当期△20百万円 前期△40百万円)。

(2) 設備投資等の状況

当期中の設備投資額は9億2千5百万円で、その主なものは次のとおりであります。

書類保管センターの増設

所在地 名古屋市(中村区)

延床面積 約2,600㎡ 稼働開始 平成27年11月(予定)

(3) 資金調達の状況

設備投資に要する資金は、自己資金および金融機関等からの借入金により調達いたしました。

(4) 対処すべき課題

日本経済の先行きを展望してみますと、引き続き、緩やかな回復基調を続けていくと思われませんが、新興国・資源国経済の動向、ヨーロッパにおける債務問題の展開や低インフレ長期化のリスク、米国経済の回復ペースなど、依然として不透明な状況が続くものと思われれます。

当社グループは、将来に向けた成長戦略として、3PL物流^(注)とグローバル化、そして、不動産事業の強化を経営方針の柱として取り組んでまいります。

第一に、中部地区、関東地区において、物流施設の増設や、拠点の拡充を進めてまいります。平成27年4月神奈川県相模原市に橋本営業所を開設いたしました。また、平成27年11月完成を目的に書類保管センター(名古屋市)の増設工事を進めております。

第二に、製造業の海外進出著しいアジアでの面的展開を更に進めてまいります。

また、人材の育成と経営資源の効率化を推進するとともに、更なる業務品質の向上と業績の向上を図る考えでおります。

当社グループは引き続き、「もの」づくりと人の「くらし」を支え、社会から選ばれ続ける物流企業として、安全の確保と社会との共生を図りつつ、物流業務全般を受注し業容の拡大に努め、株主各位のご期待にこたえてまいります所存でございます。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続き格別のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(注) 「3PL物流」とは、お客様に対して物流改革を提案し、包括して遂行することを言います。

(5) 財産および損益の状況の推移（連結）

区 分	第 133 期 (平成23年4月～ 平成24年3月)	第 134 期 (平成24年4月～ 平成25年3月)	第 135 期 (平成25年4月～ 平成26年3月)	第 136 期 (平成26年4月～ 平成27年3月)
営業収益(千円)	20,482,561	20,555,280	22,421,458	23,122,422
経常利益(千円)	715,222	522,846	793,759	874,146
当期純利益(千円)	494,405	413,101	602,760	588,417
1株当たり当期純利益(円)	12.98	10.84	15.82	15.45
純資産(千円)	15,600,415	16,074,713	16,169,876	16,951,699
総資産(千円)	33,513,780	37,041,575	38,263,665	38,424,876

(注) 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数により算出しております。
 なお、期中の平均発行済株式総数は、自己株式数を控除した株式数を用いております。

(6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
東陽物流株式会社	百万円 450	% 100.0	港湾運送事業、貨物自動車運送事業

(7) 主要な事業内容

事業セグメント	事業の内容
国内物流事業	日本国内での貨物の取扱い（保管、荷役、運送、その他付随業務）を主な業務とする。
国際物流事業	外国との取引（輸出、輸入）で発生する貨物の取扱い（保管、荷役、運送、通関、国際複合輸送、その他付随業務）を主な業務とする。
不動産事業	所有する建物、土地等の賃貸を主な業務とする。

(8) 主要な営業所

当 社	本 社：名古屋市 中村区 名駅南二丁目 6 番 17 号 国内営業本部：名古屋市（中村区） 国際営業本部：名古屋市（港区） 東京営業本部：東京都中央区
東陽物流株式会社	本 社：名古屋市（港区）

(注) 海外拠点

TOYO LOGISTICS AMERICA, INC.（アメリカ合衆国カリフォルニア州）
東誉（上海）国際貨運代理有限公司（中華人民共和国上海市）
TOYO LOGISTICS(S) PTE. LTD.（シンガポール共和国）
TOYO LOGISTICS(THAILAND) CO., LTD.（タイ王国バンコク市）
TOYO AIG LOGISTICS(MYANMAR) CO., LTD.（ミャンマー連邦共和国）

(9) 従業員の状況

従業員数（名）	前期末比増減数
619 (374)	15名増加

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 額
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,923
株式会社みずほ銀行	2,015
株式会社日本政策投資銀行	1,863

百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 39,324,953株（自己株式1,240,249株を含む）
 (2) 株 主 数 3,829名
 (3) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持株比率
	千株	%
ダイセー倉庫運輸株式会社	1,800	4.72
株式会社 中京銀行	1,432	3.76
株式会社 三菱東京UFJ銀行	1,270	3.33
第一生命保険株式会社	1,172	3.07
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,112	2.91
三井住友海上火災保険株式会社	1,103	2.89
中京テレビ放送株式会社	1,000	2.62
明治安田生命保険相互会社	976	2.56
白石好孝	961	2.52
株式会社 愛知銀行	954	2.50

(注) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
白石好孝	代表取締役会長	—
武藤正春	代表取締役社長	—
山岸博之	取締役（常務執行役員 管理本部長）	—
大橋宏道	取締役（上席執行役員 国際営業本部長）	—
伊木善秀	取締役（執行役員 東京営業本部長）	—
青山章	取締役（執行役員 国内営業本部長）	—
今井和光	取締役	東陽物流株式会社 代表取締役社長
長田博	取締役	—
水野和仁	常勤監査役	—
村橋泰志	監査役	あゆの風法律事務所 所長
近藤克麿	監査役	近藤克麿公認会計士事務所 所長

(注) 1. 取締役伊木善秀、青山章および長田博の3氏は、平成26年6月26日開催の第135回定時株主総会において、新たに取締役に選任され就任いたしました。
 なお、取締役長田博氏は、社外取締役であり、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。

2. 監査役村橋泰志および近藤克麿の両氏は、社外監査役であります。
3. 監査役近藤克麿氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当の知見を有するものであります。
4. 平成26年6月26日開催の第135回定時株主総会終結の時をもって、取締役木全英一、村上幸久および佐藤亨の3氏は、任期満了により退任いたしました。
5. 平成27年3月31日現在の取締役兼務以外の執行役員の体制および担当は次のとおりであります。

常務執行役員 営業開発室長	武川元保
執行役員 情報システム部長	若山英二
執行役員 海運部長	黒田城児
執行役員 国際営業推進部長	日高公司
執行役員 経理部長	渡邊誠

(注) 平成27年4月1日付けにて次のとおり変更いたしました。

	変更後	変更前
若山英二	不動産部長	情報システム部長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 払 総 額	摘 要
取 締 役	10名	83百万円	内、社外取締役 2名 2百万円
監 査 役	3名	15百万円	内、社外監査役 2名 5百万円
合 計	13名	98百万円	—

- (注) 1. 取締役の支払総額には、使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第127回定時株主総会において年額180百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第127回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記の人数には、平成26年6月26日開催の第135回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役木全英一、村上幸久および佐藤亨の3氏を含めております。
また、取締役今井和光氏は、東陽物流株式会社の代表取締役社長を兼任しており、当社における報酬はございませんので、人数および支払総額には含まれておりません。

(3) 社外役員に関する事項

① 取締役 長田 博

ア. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会13回（取締役就任後に限る）のうち12回出席し、当社の経営効率化と事業リスクの観点から審議事項につき、必要な発言を適宜行っております。

イ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

② 監査役 村橋泰志

ア. 重要な兼職先と当社との関係

開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会16回のうち9回、監査役会16回のうち12回出席し、必要に応じ、弁護士としての専門的な見地から発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

③ 監査役 近藤克麿

ア. 重要な兼職先と当社との関係

開示すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催した取締役会16回のうち13回、監査役会16回のうち13回出席し、必要に応じ、公認会計士としての専門的な見地から発言を行っております。

ウ. 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等	25百万円
当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	25百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、法令および基準等が定める会計監査人の独立性および信頼性その他職務の遂行に関する状況等を総合的に勘案し、再任または不再任の決定を行います。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

なお、取締役会が、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役会に請求し、監査役会はその適否を判断したうえで、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。

5. 会社の体制及び方針

当社は、「東陽倉庫グループ倫理規範」に基づき、子会社を含めて健全な企業風土を醸成しています。また、企業価値の向上とステークホルダーとの健全な関係の維持・発展に努めるため、基本方針を定め、不断の見直しにより、継続的に改善を図り、より適正かつ効率的な体制の整備に努めるものとします。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 「東陽倉庫グループ倫理規範」を制定し、日頃の業務運営の指針としています。当社は、この指針に基づき、会社の業務の適正を確保する体制を整備し、当社の社会的使命を果たします。
- (2) 業務執行にあたっては、取締役会及び各種会議体で、総合的に検討したうえで意思決定を行います。また、これらの会議体への付議基準を定め、適切に付議します。
- (3) 代表取締役社長の直属機関である内部統制委員会を設け、東陽倉庫グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努めます。
- (4) 重要な意思決定を行う事項については、事前にその法令及び定款への適合性を調査・検討することにより役職員の職務の適合性を確保する体制とします。
- (5) 各組織の職務分掌及び職務権限を明確化するとともに、継続的な改善を図ります。
- (6) 内部通報制度を通じて、全役職員が法令、定款及び社内規程等を逸脱する行動について早期把握及び解決を図ります。
- (7) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度を貫き、取引関係を持たないことを徹底します。また、反社会的勢力対策規程を定め、総務部を担当責任部署とし、組織的に対応する体制としております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、法令、稟議規程、文書取扱規程に基づき、記録・保存・管理します。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 予算制度により、資金を適切に管理し、職務権限規程等に基づいて業務及び予算の執行を行います。重要案件については、取締役会及び各種会議体に適切に付議いたします。
- (2) 内部統制委員会において各機能におけるリスクの把握及び対応策の検討について審議し、代表取締役社長に報告いたします。

- (3) 財務報告に係るリスクについては、内部統制管理規程に基づき、内部統制委員会を中心とした全社体制を整えております。
- (4) 安全、品質、環境等のリスク及び法令順守について、内部統制委員会及び安全・品質委員会において定期的にリスクの見直しを行い、対策を講じるよう管理します。
- (5) 大規模災害等の発生に備え、事業継続計画の策定及び見直し、各種マニュアルの整備や訓練を行うほか、必要に応じて保険を付保いたします。
- (6) 不測の事態が発生した場合には、危機管理規程に基づき、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める危機管理体制を整えることとしております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行については、組織規程、職務分掌規程、職務権限規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務の執行が行われる体制をとっております。
- (2) 執行役員制度を採用し、業務の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、双方の機能を強化しております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社グループに共通の「東陽倉庫グループ倫理規範」に基づき、グループの役職員一体となった順法意識の醸成を図っています。
- (2) 当社の役員が子会社の役員を兼任することにより、子会社の業務の適正性と適法性を確認いたします。
- (3) 関係会社管理規程に基づき、子会社の財務及び事業活動を管理する部門を明確化し、多面的な管理を図ります。また、定期随時に情報交換を行います。
- (4) 当社は、子会社に対し監査室による定期的監査を実施し、その報告を受けると共に、子会社との定期的な情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題の把握に努めます。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 現在、監査役の職務を補助すべき使用人は配置していませんが、必要に応じて、同使用人を置くこととします。同使用人の任命、解任、評価、人事異動、賃金等の改定については、監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとします。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることが出来ることとします。

8. 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会は、代表取締役、監査室、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催することとしております。
- (2) 監査役は、必要に応じて、重要な社内会議に出席することができます。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社グループは、金融商品取引法及び付随する基準等並びに会社法を順守し、財務報告に係る内部統制を構築しております。
- (2) 内部統制の整備・運用・評価は、社内規程に則り、内部統制委員会を中心として行っております。
- (3) 内部統制システムに不備が生じた場合は、速やかにその原因を追究し改善を図っております。

◎ 本事業報告は、次により記載いたしております。

1. 金額およびトン数は、表示単位未満を切り捨て、比率は表示単位未満を四捨五入しております。
2. 株式数は千株未満を、持株比率は表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	8,749,672	流 動 負 債	8,245,523
現金及び預金	1,331,081	支払手形及び営業未払金	3,465,776
受取手形及び営業未収入金	6,626,555	短期借入金	3,335,968
リース債権及びリース投資資産	88,174	未払法人税等	188,667
仕掛品	272	賞与引当金	230,634
原材料及び貯蔵品	47,971	その他	1,024,476
繰延税金資産	120,857	固 定 負 債	13,227,653
その他	551,984	長期借入金	8,321,767
貸倒引当金	△17,226	リース債務	1,187,201
固 定 資 産	29,675,203	繰延税金負債	595,299
有 形 固 定 資 産	20,976,740	役員退職慰労引当金	34,900
建物及び構築物	10,072,036	執行役員退職慰労引当金	12,650
機械装置及び運搬具	696,922	環境対策引当金	31,910
工具・器具及び備品	444,711	資産除去債務	116,508
土地	8,889,911	退職給付に係る負債	2,271,050
リース資産	89,421	その他	656,366
建設仮勘定	783,739	負 債 合 計	21,473,176
無 形 固 定 資 産	260,158	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	8,438,304	株 主 資 本	16,309,838
投資有価証券	5,521,251	資 本 金	3,412,524
長期貸付金	112,657	資 本 剰 余 金	2,178,906
リース債権及びリース投資資産	1,413,705	利 益 剰 余 金	11,009,502
差入保証金	780,011	自 己 株 式	△291,095
繰延税金資産	467,444	その他の包括利益累計額	641,861
その他	202,948	その他有価証券評価差額金	816,258
貸倒引当金	△4,184	退職給付に係る調整累計額	△174,397
投資損失引当金	△55,530	純 資 産 合 計	16,951,699
資 産 合 計	38,424,876	負 債 ・ 純 資 産 合 計	38,424,876

連結損益計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	23,122,422
営 業 原 価	21,507,200
営 業 総 利 益	1,615,222
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	848,697
営 業 利 益	766,524
営 業 外 収 益	274,533
受 取 利 息	4,424
受 取 配 当 金	75,690
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	165,818
助 成 金 収 入	3,490
そ の 他	25,108
営 業 外 費 用	166,911
支 払 利 息	163,907
そ の 他	3,004
経 常 利 益	874,146
特 別 利 益	535,863
市 街 地 再 開 発 事 業 関 連 利 益	530,544
固 定 資 産 売 却 益	4,619
補 助 金 収 入	700
特 別 損 失	676,687
減 損 損 失	558,364
固 定 資 産 除 売 却 損	26,349
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	55,530
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	31,910
そ の 他	4,532
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	733,323
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	370,339
法 人 税 等 調 整 額	△225,433
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益	588,417
当 期 純 利 益	588,417

連結株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,412,524	2,178,906	10,653,162	△288,650	15,955,943
会計方針の変更による累積的影響額			15,521		15,521
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,412,524	2,178,906	10,668,683	△288,650	15,971,464
連結会計年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			△247,598		△247,598
当 期 純 利 益			588,417		588,417
自 己 株 式 の 取 得				△2,444	△2,444
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	340,818	△2,444	338,373
当 期 末 残 高	3,412,524	2,178,906	11,009,502	△291,095	16,309,838

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	452,306	△238,373	213,933	16,169,876
会計方針の変更による累積的影響額				15,521
会計方針の変更を反映した当期首残高	452,306	△238,373	213,933	16,185,397
連結会計年度中の変動額				
剰 余 金 の 配 当				△247,598
当 期 純 利 益				588,417
自 己 株 式 の 取 得				△2,444
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	363,952	63,975	427,928	427,928
連結会計年度中の変動額合計	363,952	63,975	427,928	766,302
当 期 末 残 高	816,258	△174,397	641,861	16,951,699

貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流動資産	7,623,479	流動負債	9,654,649
現金及び預金	822,609	営業未払金	4,108,770
受取手形及び電子記録債権	172,013	短期借入金	1,300,000
営業未収入金	5,947,607	一年以内返済長期借入金	3,273,918
リース投資資産	88,174	リース債務	133,201
原材料及び貯蔵品	41,147	未払金	261,823
前払費用	69,027	未払費用	52,911
繰延税金資産	64,257	未払法人税等	155,085
立替	369,865	未払消費税等	83,910
未収入金	13,435	前受金	83,708
その他	52,287	預り金	41,495
貸倒引当金	△16,945	賞与引当金	95,793
固定資産	26,998,148	その他	64,030
有形固定資産	19,524,732	固定負債	11,672,926
建物	9,070,829	長期借入金	8,190,962
構築物	231,006	リース債務	1,187,201
機械及び装置	269,605	繰延税金負債	701,490
車両及びその他の陸上運搬具	8,722	退職給付引当金	943,770
工具、器具及び備品	426,514	役員退職慰労引当金	34,900
土地	8,644,893	執行役員退職慰労引当金	8,700
リース資産	89,421	環境対策引当金	31,910
建設仮勘定	783,739	長期預り保証金	545,906
無形固定資産	236,020	資産除去債務	27,712
ソフトウェア	93,684	その他	372
電話加入権	9,908	負債合計	21,327,576
諸施設利用権	23,854	(純資産の部)	
リース資産	107,182	株主資本	12,485,376
ソフトウェア仮勘定	1,391	資本金	3,412,524
投資その他の資産	7,237,395	資本剰余金	2,178,906
投資有価証券	4,250,367	資本準備金	2,134,557
関係会社株式	877,665	その他資本剰余金	44,348
出資金	1,403	利益剰余金	7,185,040
関係会社出資金	62,980	利益準備金	518,855
リース投資資産	1,413,705	その他の利益剰余金	2,453,500
長期貸付金	44,193	別途積立金	1,991,953
破産更生債権等	112	固定資産圧縮記帳積立金	2,220,731
長期前払費用	9,661	繰越利益剰余金	△291,095
差入保証金	522,915	自己株式	△291,095
その他	114,103	評価・換算差額等	808,675
貸倒引当金	△4,182	その他有価証券評価差額金	808,675
投資損失引当金	△55,530	純資産合計	13,294,051
資産合計	34,621,628	負債・純資産合計	34,621,628

損 益 計 算 書

(自 平成26年 4月 1日
至 平成27年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
営 業 収 益	18,647,247
営 業 原 価	17,449,107
営 業 総 利 益	1,198,140
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	686,794
営 業 利 益	511,346
営 業 外 収 益	269,448
受 取 利 息 及 び 配 当 金	255,552
そ の 他	13,896
営 業 外 費 用	168,935
支 払 利 息	167,426
そ の 他	1,508
経 常 利 益	611,859
特 別 利 益	531,244
市 街 地 再 開 発 事 業 関 連 利 益	530,544
固 定 資 産 売 却 益	700
特 別 損 失	671,271
減 損 損 失	556,672
固 定 資 産 除 売 却 損	23,408
投 資 損 失 引 当 金 繰 入 額	55,530
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	31,910
そ の 他	3,749
税 引 前 当 期 純 利 益	471,833
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	273,337
法 人 税 等 調 整 額	△267,950
当 期 純 利 益	466,446

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本 合計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金							
		資 本 準備金	そ の他 資本 剰余金	資 本 剰 余 金 計	利 益 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金				利 益 合 計		
						別 途 積立金	固 定 資 産 圧 縮 記 帳 積 立 金	操 業 利 剰 余 金	越 越 益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	3,412,524	2,134,557	44,348	2,178,906	518,855	2,453,500	1,987,314	1,999,529	6,959,199	△288,650	12,261,980	
会計方針の変更による累積的影響額								6,992	6,992		6,992	
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,412,524	2,134,557	44,348	2,178,906	518,855	2,453,500	1,987,314	2,006,522	6,966,192	△288,650	12,268,973	
事業年度中の変動額												
剰 余 金 の 配 当								△247,598	△247,598		△247,598	
当 期 純 利 益								466,446	466,446		466,446	
自 己 株 式 の 取 得										△2,444	△2,444	
固定資産圧縮積立金の取崩							△90,489	90,489	-		-	
税率変更に伴う固定資産 圧縮記帳積立金の増加							95,128	△95,128	-		-	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）												
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	-	4,638	214,209	218,847	△2,444	216,402	
当 期 末 残 高	3,412,524	2,134,557	44,348	2,178,906	518,855	2,453,500	1,991,953	2,220,731	7,185,040	△291,095	12,485,376	

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	
当 期 首 残 高	446,519	12,708,500
会計方針の変更による累積的影響額		6,992
会計方針の変更を反映した当期首残高	446,519	12,715,493
事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△247,598
当 期 純 利 益		466,446
自 己 株 式 の 取 得		△2,444
固定資産圧縮積立金の取崩		-
税率変更に伴う固定資産 圧縮記帳積立金の増加		-
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	362,155	362,155
事業年度中の変動額合計	362,155	578,558
当 期 末 残 高	808,675	13,294,051

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月21日

東陽倉庫株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大 北 尚 史 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 近 藤 繁 紀 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東陽倉庫株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東陽倉庫株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月21日

東陽倉庫株式会社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 北 尚 史 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 近 藤 繁 紀 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東陽倉庫株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第136期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第136期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から受けております。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

東陽倉庫株式会社 監査役会

常勤監査役	水野和仁	㊟
社外監査役	村橋泰志	㊟
社外監査役	近藤克磨	㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、企業グループとしての連結経営業績および今後の諸策の展開を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

なお、中間配当金を含めました当期の年間配当金は、普通株式1株につき金6円50銭となります。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金3円 配当総額は114,254,112円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
平成27年6月26日

第2号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※1	もり じん こ 森 真 悟 (昭和36年1月2日生)	昭和58年4月 当社入社 平成25年7月 当社コンプライアンス統括室長 平成27年4月 当社総務部部長（現任）	株 2,771
2	こん どう かつ まろ 近 藤 克 磨 (昭和26年7月21日生)	昭和57年3月 公認会計士登録 昭和57年10月 税理士登録 平成23年6月 当社社外監査役（現任） 平成25年1月 株式会社オリバー社外監査役（現任） (重要な兼職の状況) 近藤克磨公認会計士事務所所長	株 -

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
※3	いり たに まさ あき 入 谷 正 章 (昭和25年1月4日生)	昭和51年4月 弁護士登録（入谷法律事務所入所）（現任） 昭和53年8月 株式会社中央製作所社外監査役（現任） 平成20年4月 日本弁護士連合会副会長 平成23年6月 住友理工株式会社社外取締役（現任） 平成24年10月 愛知県公安委員会委員（現任） 平成25年6月 アイホン株式会社社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 入谷法律事務所所長	株 -

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. ※は新任候補者であります。

3. 社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 近藤克麿および入谷正章の両氏は、社外監査役候補者であります。また、両氏が監査役に就任された場合には、東京証券取引所および名古屋証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。

(2) 社外監査役候補者とした理由について

1) 近藤克麿氏は、公認会計士として、企業会計および税務に関する専門的知見を当社の監査に反映していただくため社外監査役としてお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員以外の立場で企業経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

2) 入谷正章氏は、弁護士として、企業法務およびコンプライアンスに関する専門的知見ならびに経営に関する高い見識を当社の監査に反映していただくため社外監査役としてお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員以外の立場で企業経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(3) 当社の社外監査役に就任してからの年数（本総会終結の時まで）

近藤克麿氏 4年

(4) 責任限定契約の概要

当社は、近藤克麿および入谷正章の両氏が監査役に選任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当社と近藤克麿氏とは、当該契約を現在締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

監査役が法令の定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本総会第2号議案が承認されることを条件に、若山英二氏は監査役森真悟氏の補欠監査役候補者、尾崎久雄氏は監査役近藤克麿および入谷正章の両氏の補欠監査役候補者であります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職状況	所有する当社株式の数
1	わか やま えい じ 若 山 英 二 (昭和29年10月24日生)	昭和49年5月 当社入社 平成19年4月 当社情報システム部部长 平成23年4月 当社情報システム部部长 平成23年6月 当社執行役員情報システム部部长 平成27年4月 当社執行役員不動産部部长 (現任)	株 20,551
2	お ぎき ひさ お 尾 崎 久 雄 (昭和19年11月14日生)	平成16年8月 税理士登録 平成16年8月 尾崎久雄税理士事務所開設 (現任) (重要な兼職の状況) 尾崎久雄税理士事務所所長	株 —

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 尾崎久雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。

(1) 補欠の社外監査役候補者とする理由について

尾崎久雄氏は、税理士として培われた企業税務・会計知識を監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役としてお願いするものであります。なお、同氏は、社外役員以外の立場で企業経営に関与したことはありませんが、上記理由に基づき、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(2) 補欠の社外監査役との責任限定契約について

当社は、尾崎久雄氏が監査役に就任された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

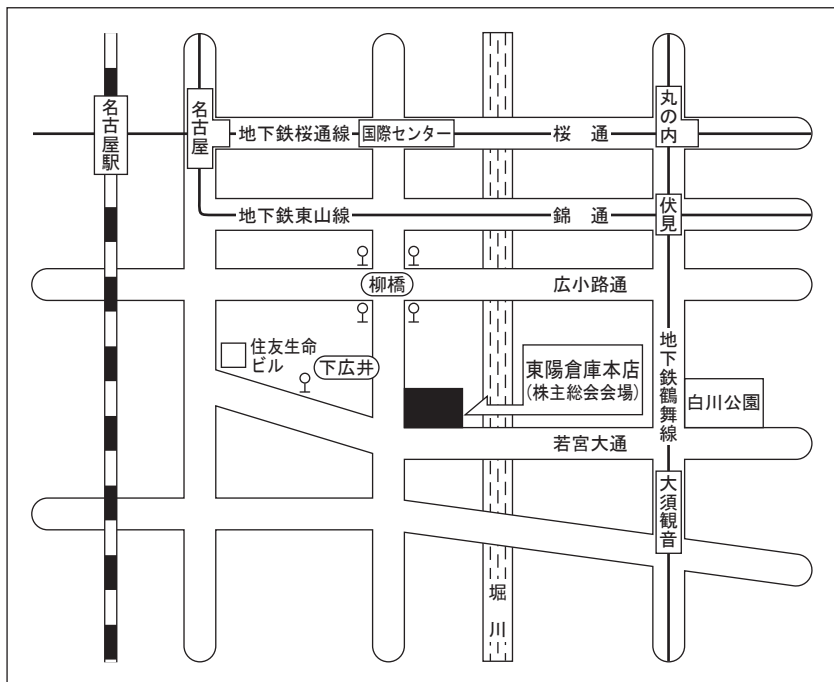
以 上

株主総会会場ご案内図

名古屋市中村区名駅南二丁目6番17号

東陽倉庫株式会社 本店7階会議室

電話 (052) 581-0251



◎ 会場の付近には駐車場が不足しておりますので、なるべく市バス、地下鉄などをご利用ください。

交通機関のご案内

- 地下鉄
 - 「大須観音駅」(鶴舞線) 下車徒歩約10分
 - 「伏見駅」(鶴舞線・東山線) 下車徒歩約15分
 - 「国際センター駅」(桜通線) 下車徒歩約15分
 - 「名古屋駅」(東山線・桜通線) 下車徒歩約20分
- 市バス
 - 「名古屋駅」→「柳橋」下車徒歩約10分
 - 「栄」→「柳橋」下車徒歩約10分
- 名鉄バス
 - 「名鉄バスセンター」→「下広井」下車徒歩約2分

